

特記仕様書

業務名：国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業 CM 業務

必須事項	内容
1. 契約の方法 種類	契約は、総価契約による「委託契約」とする。 履行方法は、一括履行による。
2. 総則	<p>(1) 本特記仕様書は、「国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業 CM 業務」（以下「本業務」という）に適用する。</p> <p>(2) 本特記仕様書に定めのない事項は「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」、「神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書」に定めるものとする。本特記仕様書、「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」、「神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書」に明記されていない事項については、本市担当者と協議して決める。</p> <p>(3) 本市からの入手資料や業務で作成した資料等、業務により知り得た情報の一切は、業務完了の時点を持って、返却すること。ただし、本市から許可を得た場合はこれに該当しない。</p> <p>(4) 受注者は、現地調査に際し生じる関係諸官庁、土地所有者及び居住者等と調整を保ち本市監督員の指示を受けて正確かつ誠実に作業を行うこと。また、諸手続きに必要な資料を調整・準備すること。</p> <p>(5) 受注者は、作業中に生じた諸事故に対してその責任を負い、事故が発生したり、損害賠償の要求があっても、本市はその責任を負わないものとし、受注者において処理すること。</p>
3. 業務概要	<p>本業務は、国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業（トンネル区間 L=0.4km、土工区間 L=0.6km）について、CM（コンストラクションマネジメント）を行うことで本市職員とのパートナーシップを築き、工程、品質、コスト等の管理を実施し、当該工事の円滑な推進を図ることを目的とする。</p> <p>【国道 428 号（箕谷北工区）トンネルの概要】</p> <p>1) 道路規格 : 第 3 種 2 級</p> <p>2) 設計速度 : 50 km</p> <p>3) 延長 : 419m</p> <p>4) トンネル等級区分 : B 等級</p>
4. 契約期間	契約締結日翌日から令和 10 年 1 月 31 日までとする
5. 履行場所	神戸市北区山田町下谷上、原野（別紙位置図参照）
6. 技術者	<p>(1) 管理技術者（共通仕様書第 9 条第 3 項）の業務経験等</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第 9 条の定めのほか、下記を満たすものとする。</p> <p>① 過去において PM/CM 業務の業務経験を有する者</p> <p>② 技術士の建設部門（施工計画-施工設備及び積算）又は総合技術監理部門（建設）又は土木学会認定土木技術者（特別上級、上級（施工・マネジメント）又は RCCM</p>

	<p>(建設部門-施工計画、施工設備及び積算)の資格を有する者</p> <p>(2) 照査技術者 (共通仕様書第 10 条第 2 項) の業務経験等 照査技術者は、共通仕様書第 10 条の定めのほか、下記を満たすものとする。</p> <p>① 過去において PM/CM 業務の業務経験を有する者</p> <p>② 技術士の建設部門 (施工計画-施工設備及び積算) 又は総合技術監理部門 (建設) 又は土木学会認定土木技術者 (特別上級、上級 (施工・マネジメント) 又は RCCM (建設部門-施工計画、施工設備及び積算) の資格を有する者</p> <p>(3) 担当技術者 (共通仕様書第 11 条) の業務経験等 担当技術者は、共通仕様書第 11 条の定めを満たすものとする。</p> <p>(4) 管理技術者及び照査技術者と受注者の雇用関係 管理技術者及び照査技術者は、本業務の契約日から業務完了日までの間、本業務の受注者と直接的雇用関係になければならない。受注者は、監督員からの請求があった場合は、受注者と直接的雇用関係にあることを証明する書類を速やかに提出しなければならない。</p>																																		
<p>7. 関係仕様書及び準拠すべき図書</p>	<table border="0"> <tr> <td>(1) 「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」</td> <td>神戸市</td> </tr> <tr> <td>(2) 「神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書」</td> <td>神戸市</td> </tr> <tr> <td>(3) 「神戸市地質・土質調査業務共通仕様書」</td> <td>神戸市</td> </tr> <tr> <td>(4) 道路設計指針 (案)</td> <td>神戸市</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路構造令の解説と運用</td> <td>(社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(6) 土木構造物標準設計</td> <td>(社) 全日本建設技術協会</td> </tr> <tr> <td>(7) 道路土工 各指針</td> <td>(社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(8) 標準構図集 (土木一般工事)</td> <td>神戸市</td> </tr> <tr> <td>(9) 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説</td> <td>(社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(10) 道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説</td> <td>(社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(11) 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説</td> <td>(社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(12) 道路トンネル観察・計測指針</td> <td>(社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(13) 道路トンネル安全施工技術指針</td> <td>(社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(14) 道路トンネル維持管理便覧 (本土工編・付属施設編)</td> <td>(社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(15) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説</td> <td>土木学会</td> </tr> <tr> <td>(16) トンネル工事における標準的仮設備</td> <td>日本トンネル技術協会</td> </tr> <tr> <td>(17) その他の関係法令及び通達</td> <td></td> </tr> </table> <p>その他、本特記仕様書 2. 総則(2)に示す仕様書</p>	(1) 「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」	神戸市	(2) 「神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書」	神戸市	(3) 「神戸市地質・土質調査業務共通仕様書」	神戸市	(4) 道路設計指針 (案)	神戸市	(5) 道路構造令の解説と運用	(社) 日本道路協会	(6) 土木構造物標準設計	(社) 全日本建設技術協会	(7) 道路土工 各指針	(社) 日本道路協会	(8) 標準構図集 (土木一般工事)	神戸市	(9) 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説	(社) 日本道路協会	(10) 道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説	(社) 日本道路協会	(11) 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(社) 日本道路協会	(12) 道路トンネル観察・計測指針	(社) 日本道路協会	(13) 道路トンネル安全施工技術指針	(社) 日本道路協会	(14) 道路トンネル維持管理便覧 (本土工編・付属施設編)	(社) 日本道路協会	(15) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説	土木学会	(16) トンネル工事における標準的仮設備	日本トンネル技術協会	(17) その他の関係法令及び通達	
(1) 「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」	神戸市																																		
(2) 「神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書」	神戸市																																		
(3) 「神戸市地質・土質調査業務共通仕様書」	神戸市																																		
(4) 道路設計指針 (案)	神戸市																																		
(5) 道路構造令の解説と運用	(社) 日本道路協会																																		
(6) 土木構造物標準設計	(社) 全日本建設技術協会																																		
(7) 道路土工 各指針	(社) 日本道路協会																																		
(8) 標準構図集 (土木一般工事)	神戸市																																		
(9) 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説	(社) 日本道路協会																																		
(10) 道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説	(社) 日本道路協会																																		
(11) 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(社) 日本道路協会																																		
(12) 道路トンネル観察・計測指針	(社) 日本道路協会																																		
(13) 道路トンネル安全施工技術指針	(社) 日本道路協会																																		
(14) 道路トンネル維持管理便覧 (本土工編・付属施設編)	(社) 日本道路協会																																		
(15) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説	土木学会																																		
(16) トンネル工事における標準的仮設備	日本トンネル技術協会																																		
(17) その他の関係法令及び通達																																			
<p>8. 業務内容</p>	<p>業務内容は下記のとおりとするが、追加で検討が必要となった場合は、本市監督員との協議のうえ設計変更の対象とする。</p> <p>1. 計画準備 本事業に係る過年度業務の成果品及び関係機関協議等を十分に把握し、業務遂行にあたっての実施方針や技術的方策を記載した業務計画書を立案・作成する。</p> <p>2. 現地調査 本業務を履行するうえで対象区域の現地調査を行い、現地状況や施工条件等を把</p>																																		

握する。

3. 事業監理

3-1. 既往情報の把握

過年度の調査・設計成果品等の既往資料を確認するとともに、公安委員会、地下埋設企業、河川管理者、地域住民等との関係機関協議の経緯を把握する。また、必要に応じて本市監督員にヒヤリングを行うこと。

3-2. 事業工程の管理

対象区間を網羅した事業工程を作成する。また、関係者協議の結果及び本市監督員との協議を踏まえ適宜更新する。

工程表作成にあたっては、本事業のトンネル築造工事受注者（予定）から提示される技術提案との整合を図ること。

3-3. 事業リスク・課題に向けた対応

(1) 事業リスク・課題の整理

既存の課題を把握する上で必要となる情報について担当職員にヒアリングを実施し、対応経緯を把握する。また、「国道428号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業に係るリスク検討業務」および「国道428号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業に係るリスク検討業務（その2）」の成果を反映するとともに、今後発生することが考えられるリスクを抽出し、一覧表に整理する。

(2) 事業リスク・課題の対応検討

整理した課題・リスクに対し、解決に向けた対応方針について検討する。また、全体工程との整合を考慮したうえで対応時期を示すこと。

(3) 事業リスク・課題の更新および調整

工事中に発生する課題について、工事受注者から提出される資料を確認し、事業リスク・課題一覧を整理する。また、新規の対応が必要となる場合には、本市職員と適宜協議を行い、必要に応じて工事受注者との協議に出席する。

3-4. 事業予算管理

設計成果および前項までの検討結果を踏まえ、工事に係る予算を整理するとともに、年度別事業予算を把握するための基礎資料を作成する。

また、条件変更や予算執行年度の変更等を踏まえ、適宜更新を行うこと。

なお、本業務にて契約に係る積算は実施しない。

3-5. 関係機関協議

本事業の実施にあたり、必要な関係機関（河川管理者（兵庫県）、地域住民団体等）との協議を行う。

受注者は、関係機関協議に係る資料作成や協議への出席、議事録の作成と確認等を行う。

4. 工事監理

(1) 契約図書の確認

工事受注者より提出される施工計画書等について、契約内容との照合、現

	<p>地条件の整合を確認し、調査へ報告・助言する。</p> <p>(2) 工事施工状況の把握 1 回/月以上の現地臨場により、施工計画と施工状況の確認、安全性の確認等を行い、結果を本市監督員に報告するとともに、疑義が確認された場合は、改善策等の助言を行う。 現地臨場には、別途発注する工事監督支援業務で実施される段階確認に同行し、現場状況を把握することを含むものとする。 また、現地臨場に先立ち、品質や安全等の確認をする上で重要な視点を踏まえた施工状況確認計画を策定し、本市監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 工事進捗の確認 工事受注者より提出される週間工程および月間工程について内容を確認し、事業工程との齟齬が生じた場合、遅延理由を明確にし、本市監督員と協議・助言を行う。</p> <p>(4) 岩判定時の立会 トンネル掘削時に地山変化が生じた際に実施される岩判定時の立会に同行し、判定結果に対する助言を行う。</p> <p>(5) 設計変更の協議支援 工事受注者より提出される設計変更協議について、施工状況等の内容を把握するとともに、設計変更の妥当性を検証する。また、設計変更の必要性が生じた場合、工事受注者への指示事項に係る支援を行う。 なお、本業務で該当する設計変更協議については、適宜、本市監督員より指示を行う。</p> <p>5. 報告書作成 本業務で実施した検討結果、協議内容を整理し、報告書を作成する。</p> <p>6. 打合せ協議 原則、月 2 回/月の打合せ協議を実施する。協議方法は対面又は web 会議方式による。</p>
9. 成果品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書 2 部 (A4 サイズ、パイプ式ファイル) ・ 報告書電子データ一式 2 部 (PDF および編集可能なファイル) ・ 報告書概要版 2 部 (A3 サイズ) <p>提出場所：神戸市建設局北建設事務所</p>
10. 電子納品	<p>本業務は神戸市簡易版電子納品の対象業務とし「神戸市電子納品運用指針（簡易版）（案）R3.4」に基づいて作成するものとする。</p>
11. 瑕疵担保期間	<p>完成検査合格の当日より 12 箇月</p>
12. 貸与品	<p>【設計関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国道 428 号箕谷北トンネル詳細設計他業務（その 2）（令和 6 年度） (2) 国道 428 号箕谷北トンネル詳細設計他業務（令和 2 年度） (3) 国道 428 号道路法面調査検討業務（令和 6 年度）

	<p>(4) 国道 428 号（箕谷北工区）道路及びトンネル予備設計業務（平成 30 年度）</p> <p>(5) 国道 428 号（箕谷北工区）道路予備設計業務（その 2）（令和元年度）</p> <p>(6) 国道 428 号（箕谷北工区）トンネル地質調査業務（令和元年度）</p> <p>(7) 国道 428 号（箕谷北工区）道路詳細設計業務（その 1～その 3）（令和 2, 4, 5 年度）</p> <p>(8) 小橋歩道拡幅及び耐震補強設計業務（令和 6～7 年度）</p> <p>(9) 国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業に係るリスク検討業務（令和 6 年度）</p> <p>(10) 国道 428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業に係るリスク検討業務（その 2）（令和 7 年度）</p> <p>(11) 国道 428 号箕谷北トンネル設計他業務（その 3）（令和 7 年度）</p> <p>(12) 国道 428 号（箕谷北工区）道路防災対策測量設計業務（令和 7 年度）</p> <p>【工事関係】</p> <p>(1) 国道 428 号（箕谷北工区）トンネルヤード造成工事（令和 5～6 年度）</p> <p>(2) 国道 428 号（箕谷北工区）トンネルヤード造成工事（その 2）（令和 6～7 年度）</p> <p>(3) 国道 428 号（箕谷北工区）トンネル築造工事（令和 7 年度～）</p> <p>受注者は貸与された物品等を丁寧かつ厳格に取扱い、破損等がないようにしなければならない。万一、破損等があった場合には、受注者の責任と費用負担により修復しなければならない。</p> <p>また、積算基準類は PDF 形式のデータを CD-ROM に保存したものを貸与するが第三者への貸与及びデータの複製、保存、印刷をしてはならない。</p> <p>なお、データの印刷を行う場合は、監督員の承諾を得るものとし、本業務完了後、速やかに第三者に漏洩しない方法で破棄し監督員に報告しなければならない。</p> <p>その他、業務に必要な本市所有の関係資料は、協議の上（所定の手続きによって）貸与する。</p>
13. その他	<p>(1) 環境への配慮（環境マネジメントシステム）</p> <p>神戸市では、調達すべき環境物品等や環境配慮型契約の種類や調達目標を「神戸市グリーン調達等方針」として定めている。</p> <p>本業務においても「神戸市グリーン調達等方針」を反映することとし、趣旨を理解の上、協力すること。業務着手前に神戸市環境局ホームページ「グリーン調達の推進」にて確認すること。</p> <p>URL http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/environment/green/</p> <p>(2) ウィークリースタンスの推進</p> <p>本業務はウィークリースタンスの推進の対象業務とし、受発注者間で以下の通り目標を定め取り組むものとする。</p> <p>受発注者は、ウィークリースタンス推進チェックシートを作成し初回打合せにおいて受発注者間で取り組み内容を定めるものとする。</p> <p>「ウィークリースタンス」とは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1 週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、</p>

より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としているものである。

なお、チェックシートは下記の URL を参照。

URL:<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/construction/work/sekkai.html>

(3) 報告書印刷製本費・電子成果品作成費は諸経費に含むものとする。

(4) 成績評定

平成 29 年 4 月 1 日以降契約の業務については、成績評定点の如何にかかわらず、成績評定を通知する。

また、平成 29 年 4 月 1 日以降契約の業務については、成績評定が 60 点未満のとき履行状況が不良なときとみなして指名停止措置をとるものとする。

(5) 年度ごとの支払額について

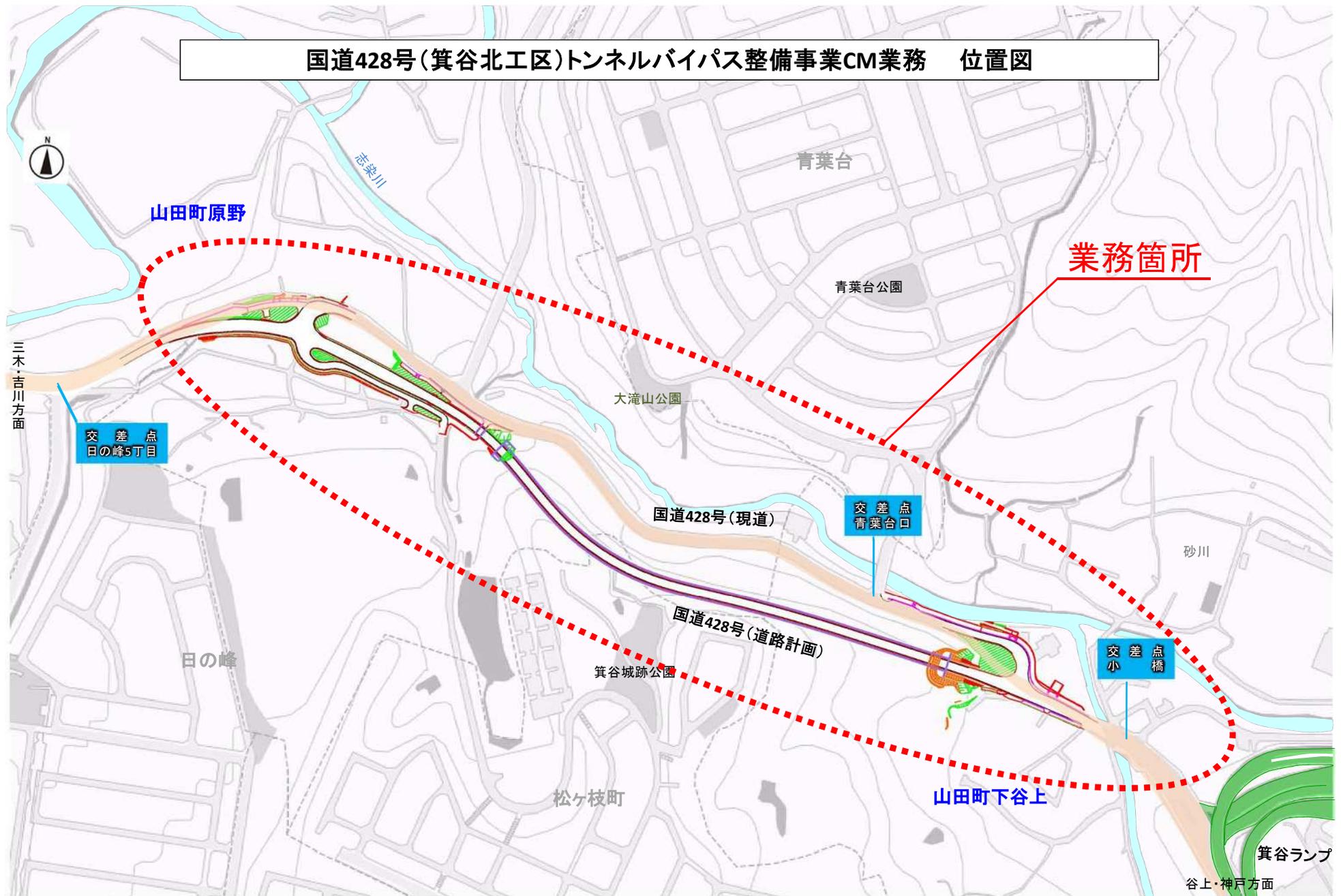
本業務の請負額に対する年度ごとの支払い限度額は概ね下記のとおりとする。また、各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は契約書作成時に通知する。

令和 7 年度 21%

令和 8 年度 43%

令和 9 年度 36%

国道428号(箕谷北工区)トンネルバイパス整備事業CM業務 位置図



業務箇所

交差点
日の峰5丁目

交差点
青葉台口

交差点
小橋

0 50 100m